

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般乗用	令和8年4月28日	松葉タクシー有限公司(法人番号6100002011252) 代表者松葉和彦	長野県佐久市大字猿久保779番地2号	軽井沢東営業所	長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢東305	輸送施設の停止(20日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和8年3月12日、労働局からの通報を端緒として監査実施。5件の違反が認められた。 (1)業務の記録義務違反記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第3項)(2)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反記載事項等の不備(運輸規則第37条第1項)(3)運転者に対する指導監督告示による運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)(4)運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適正診断受診義務違反一部不適切(運輸規則第38条第2項)(5)運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適正診断受診義務違反受診無し2名以上(運輸規則第38条第2項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。